

福岡市、久留米市	福岡市、久留米市以外の県内全域
1 県民への要請	
区域：県内全域	
期間：令和3年5月4日(火曜日)0時から5月19日(水曜日)24時まで	
(1) 外出の自粛(特措法第24条第9項)	
①県内全域において、生活や健康の維持に必要な場合を除き、日中も含め、不要不急の外出を自粛すること。	
※生活や健康の維持に必要な場合の例	
医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への必要な出勤、屋外での運動や散歩など	
②不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域等との往来は、厳に控えること。	
③県内でも感染が拡大している地域との不要不急の往来は自粛すること。特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。	
④営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。	
(2) 基本的な要請	
①三つの密の回避やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策を徹底すること。	
②20代から30代の若年層においても感染拡大が見られ、重症化する事例もある。慎重かつ責任のある行動をすること。	
③公共交通機関の利用においては、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。	
④路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は控えること。	
⑤普段一緒にいない人との飲食は屋外でも控えること。(バーベキューなど)	
(3) 飲食店等利用時の要請	
①飲食店の利用は、少人数、2時間以内とすること。深酒をせず、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)。	
②「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、適切な換気が行われ、座席間の距離も十分で、飛沫の飛散防止(アクリル板等の設置など)等の感染防止対策が徹底されたお店を選ぶこと。	
③高齢者の利用が多い、いわゆる昼カラオケ等でクラスターが発生している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を利用しないこと。	
(昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックスは対象外。カラオケボックスでカラオケ設備を利用する場合は、マスクの着用を徹底すること。)	

<p>2 飲食店等への要請（特措法第24条第9項）</p> <p>期間： 令和3年5月6日（木曜日）0時から 5月19日（水曜日）24時まで</p> <p>（1）営業時間短縮の要請 ＜対象＞ ・飲食店、喫茶店（特措法施行令第11条第14号） ※宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。</p> <p>・遊興施設（特措法施行令第11条第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。</p> <p>＜内容＞ ・営業時間を5時から20時までの間とし、酒類については、提供時間を11時からとし、オーダーストップは19時までとすること。（もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設（店舗）は対象外） ※5月5日までは従前の取扱いのとおりとする。</p>	<p>2 飲食店等への要請（特措法第24条第9項）</p> <p>期間： 同左</p> <p>（1）営業時間短縮の要請 同左</p> <p>＜内容＞ ・営業時間を5時から21時までの間とし、酒類については、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時までとすること。（もともとの営業時間が、5時から21時までの間である施設（店舗）は対象外）</p>
<p>（2）カラオケ設備の取扱い</p> <p>飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。（昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックスは対象外）</p>	

<p>(3) その他の要請</p> <p>①従業員に対する検査を受けることを勧奨すること。</p> <p>②入場者の感染防止のための整理及び誘導をすること。</p> <p>③発熱、その他の症状のある者の入場を禁止すること。</p> <p>④手指の消毒設備を設置すること。</p> <p>⑤事業所を消毒すること。</p> <p>⑥入場者へのマスク飲食を周知すること。</p> <p>⑦正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止すること。</p> <p>⑧少人数、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。</p> <p>⑨換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策の徹底と「感染防止宣言ステッカー」の掲示等により、取組みを実施している旨を明示すること。</p>	
<p>3 集客施設への働きかけ</p> <p>期間： 令和3年5月6日(木曜日)0時から 5月19日(水曜日)24時まで</p> <p>不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等から、飲食店以外の次の施設（特に大規模な集客施設）に対し、営業時間の短縮や入場整理等の働きかけを行う。</p> <p>(1) 営業時間短縮の働きかけ <対象> (新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号） ・集会場又は公会堂（第5号） ・展示場（第6号） ・物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）（第7号） 	<p>3 集客施設への働きかけ</p> <p>期間： 同左</p> <p>(1) 営業時間短縮の働きかけ <対象> 同左</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）（第 8 号） ・運動施設、遊技場（第 9 号） ・博物館、美術館又は図書館（第 10 号） ・遊興施設（第 11 号）のうち、食品衛生法上における飲食営業の許可を受けていない施設 ・サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。） <p><内容> 営業時間を 5 時から 20 時までの間とし、酒類の提供を 11 時から 19 時までとすること。</p> <p>（2）その他の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底すること。 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導すること。 	<p><内容> 営業時間を 5 時から 21 時までの間とし、酒類の提供を 11 時から 20 時までとすること。</p> <p>（2）その他の働きかけ 同左</p>
<p>4 事業者等への要請</p> <p>区域：県内全域 期間：令和 3 年 5 月 4 日(火曜日)0 時から 5 月 19 日（水曜日）24 時まで</p> <p>（1）高齢者施設等に対する要請</p> <p>高齢者施設等におけるクラスターの発生が続いているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等が実施している高齢者施設職員等を対象とした PCR 検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。 ・管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。 ・職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。 ・通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。 ・施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修 	

を行うこと。

・陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

(2) 職場への出勤等

①「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）を徹底すること。

② 出勤が必要となる職場でも、時差出勤やローテーション勤務等を強力に推進すること。

③職場においては、業種別ガイドラインに従った感染防止のための取組み※を行い、三つの密や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。

※手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(3) 学校等の取扱い

授業・学校行事・部活動等において感染防止対策を徹底するとともに、児童・生徒・学生等への注意喚起も徹底するよう要請する。

5 催物（イベント等）の取扱い

区域：県内全域

期間：令和3年5月6日(木曜日) 0時から5月19日(水曜日) 24時まで

※5月5日までは従前の取扱いのとおりとする。

(1) 催物（イベント等）について

参加人数の制限の遵守や入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）の強化などにより、密集回避・感染防止策を徹底すること。

(2) 催物（イベント等）の開催制限

内容：別添のとおり

<概要>

①大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

収容率の上限 100%以内

人数上限 5,000人

※収容率と人数上限でどちらか小さい方。

②大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容率の上限 50%以内

人数上限 5,000人

※収容率と人数上限でどちらか小さい方。

③地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

6 県有施設及び県主催イベントの対応について

（1）県有施設

上記3と同様の取り扱いとする。

（2）県主催イベント

上記5と同様の取り扱いとする。

なお、上記の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。